

総 会 開 催 結 果

作成日：令和7年6月24日

1	総会名	令和7年6月 大槌町農業委員会定例総会			
2	開催日時	令和7年6月24日（火） 午前10時00分			
3	開催場所	大槌町役場3階 中会議室			
4	出席者の 状況 ○：出席 ×：欠席	農 業 委 員			
		議席番号	役 職	氏 名	出欠
		8	会長	佐々木 重吾	○
		7	会長職務代理者	阿部 義正	○
		1		村田 仁	欠
		2		三浦 英俊	○
		3		藤原 長英	○
		5		兼澤 修悟	○
		6		阿部 成子	○
		農地利用最適化推進委員			
		担当地域		氏 名	出欠
		金沢		阿部 美智子	○
		小鎚		藤原 市之助	○
				川崎 郷泉	○
		上京・町方・吉里吉里・浪板		佐々木 和之	○
				上野 賢一	○
		農業委員会事務局	事務局長 藤原 英志	主 幹 祝田 茂	
			主 査 加藤 康広	主 事 高島 芯太朗	
5	議 事				付議 承認
	報 告	【報告第2号】農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 【報告第3号】電気事業者が行う送電用電気工作物等の設置に伴う事業計画書の受理について			
	議 案	【議案第3号】農地法第3条の規定による許可申請について			1 1
		【議案第4号】令和7年度農業者年金加入推進取組方針（案）について			1 1
6	その他	・連絡事項等（次回の現地調査、総会の日程）			

【議 長】

定刻となりましたので、只今より令和 7 年 6 月大槌町農業委員会総会を開催いたします。

本日の農業委員の出席状況を報告いたします。委員の定数 7 名のうち 6 名の出席で過半数に達しておりますので、本日の総会は成立しておりますことを報告いたします。

本日、1 番村田仁委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。

【議 長】

日程第 1 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。令和 7 年 6 月総会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしという声あり)

異議なしと認め、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

【議 長】

日程第 2 議事録署名委員の指名を行います。

それでは、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしという声あり)

ご異議ございませんので、2 番三浦英俊委員と 3 番藤原長英委員を指名いたします。

【議 長】

日程第 3 諸般の報告を行います。事務局、お願いいたします。

《事務局》

資料 4 ページをお開き下さい。農業委員会会長会議・研修会が 6 月 13 日に盛岡エスポワールいわてで行われました。出席者は佐々木重吾会長です。以上です。

【議 長】

続きまして、日程第 4 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

《事務局長》

はい、では 5 頁をお開き願います。

報告 2 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、番号 1 届出人の住所氏名は記載のとおりとなります。届出に係る土地の所在も記載おりとなります。地目は畑、面積は合計 7 筆で 8,532 平方メートル。権利取得者の住所・氏名については届出人に同じとなります。権利を取得した日は令和 6 年 5 月■日になります。備考ですが、記載の方からの相続。令和 7 年 6 月 11 日受理となっております。報告は以上です。

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

よろしいですね。

続きまして、日程第5 報告第3号 電気事業者が行う送電用電気工作物等の設置に伴う事業計画書の受理について、事務局から説明をお願いします。

《事務局長》

報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について番号1、借人の電気事業者については記載のとりの会社名と社長名となります。貸人につきましては5名で記載のとりの住所氏名となります。申請の土地は記載のとりとなります。地目は畑となります。面積については記載のとりとなります。転用目的は資材運搬路、エンジン・ドラム場等になっております。周囲の状況等につきましては、鉄塔の送電線の張替のための一時転用となり、令和7年8月から令和8年1月となります。報告は以上です。

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

問題ないですね。

続きまして、日程第6 議案第3号 『農地法第3条の規定による許可申請について』番号1について、事務局から説明をお願いします。

《事務局長》

6頁お開き願います。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、番号1、借人につきましては住所・氏名は記載のとりとなります。貸人についても住所記載のとりとなります。申請の土地は記載のとりとなります。地目は畑、面積は7筆で16,711平方メートルとなります。許可申請の内容につきましては賃借権の設定、契約内容は令和7年6月1日から令和8年5月31日となります。営農の状況につきましては借人は申請地で羊の牧草地として利用することとして現在羊14匹となっております。借人は現在盛岡在住であります、来月には大槌転入の予定であります。以上です。

【議 長】

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、兼澤修悟委員から所見を伺います。

【兼澤委員】

はい、そのとおりで、20頁を見てもらえばわかるのですが、ひとまず赤く線引かされている林っぽくなっているところまでは電牧等々は張っていない状態なのですが、今後木を多少切りながら木陰を作るような感じで放牧地としてつくるようです。それで、1年更新にしているのが、来年からは新山のほうに放牧を考えているということなんで、ただ、新山も冬場は置けないんです。もしかしたらここを借りるかも、他にどこか冬場だけでもおける場所があれば違うところになるかもしれない、ひとまず今のところは来年から新山にあげて、冬場もしかしたらここに戻すかもということなんで、1年の自動更新になるか、もしくは見つかったら別のところになるかは来年以降ということになるんですけど、ひとまず、今のところは問題ないと思われます。

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

【阿部義正委員】

大槌で初めてかな、羊の飼育というのは、こういう事業をやることにあたって、行政の支援というのは何かありますか。

【事務局長】

行政の支援につきましては、今、地場産業活性化補助金というのがあるのですが、そちらが今回一次産業の方に5千万円の事業に対して5分の2の補助なのですが、それを2千万円に下げて4分の3に下げて展開しているんですけど実際羊のほうについては今のところ2千万円以上かかる費用がまだないので、これに対して行政の補助金は無い状況です。実際2千万円以上の施設整備とかに係るのであれば特産品ということで補助金が出る可能性はあるのですが、今のところはないので、ただ、今後の展開で肉を売るとかなった場合は、町の育てた羊ということでふるさと納税の対象にはなります。例えばふるさと納税で返礼品として出したいとか、そういう話でくれば相談に乗ることは可能だと思います。逆にあと羊を使って観光客を呼んでふれあいとかを一緒にやっていきたいとなれば、そういうのも体験メニューとしてパンフレットとかで紹介とか、そういうので協力はできるかなということはあると思います。

【阿部推進委員】

今後、これ頭数と増やしていくということなんですか。

【事務局長】

頭数は増やしていきたいという話は、やっぱりなんか何頭まで行けば黒字になるとかっていうことがあるみたいで、そののところまではもっていききたいなという思いはあるようです。

【議 長】

ぜひ、頑張ってもらいたいなと思います。

【事務局長】

この方は、大槌町出身で、結婚されて八幡平市のほうにいった方なのですが、生まれは大槌の方らしいです。将来的に自分の故郷で何かにチャレンジして貢献したいと思って大槌町に来たと話は伺っております。

【兼澤委員】

補足ですが、息子さんもやるということで5月からかな、地域おこしの方になったので、今は新山のほうで仕事っていうかお手伝いしております。息子さんも一緒にやる方向で。

よろしいですか、それでは採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、申請者へ許可書を送付いたします。

【議 長】

続きまして、番号2について、事務局から説明をお願いします。

《事務局長》

(以下、資料6ページ議案第3号 番号2を説明。)

番号2番、譲受人の住所・氏名は記載のとおりとなります。譲渡人の住所・氏名も記載のとおりとなります。申請の土地は記載のとおりとなります。地目は田かっこ畑になります。面積は1筆で137平米となります。許可申請の内容については所有権の移転で、譲受人は隣接地の畑を耕作しているが、今回、別の所有地と隣接する土地かっこ地目田を交換するため分筆し、農地の所有権移転をするものでございます。営農の状況につきましては、申請の土地は、譲受人により耕起されてる。隣接の畑ではさつまいもを作付け、申請地も含め外縁にブルーベリーを植樹しているということです。以上です。

【議 長】

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、三浦英俊委員から所見を伺います。

【三浦英俊委員】

はい、当該者は先ごろ、入り口付近にありましたところが、土地所有者たちの通行道路分として地目変更になったところです。その先にある土地でありまして、譲受人の土地が26頁を見るとわかるのですが、緑色の奥に土地があるのですが、そこと交換ということで、譲渡人■■■■さんの方から交換ということになりまして、■■■■さんがそこを受けて耕作したいということの話でした。当該地は先ごろの震災で土砂等の仮置き場になっておりまして、耕作地として使用するにはなかなか難しいところではありますが、■■■■さんが畑地としてそこを使用したいということで受けたものであります。以上、その後の写真を見ればわかりますが、少しジャガイモとか里芋とかやっております、譲り受けた所は堆肥を散布して耕起してやる予定だそうです。そういうことでこれは、使用することに一樣農地として使用することに、使用していきたいということで問題はないかと思われます。以上です。

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

なかなかこれもあまりないことですね。

道路が一回出たよね。

【三浦委員】

みんなで共有・使う道路に指定ということで地目変更というか許可申請が出された。ま、写真見ればわかるが、砂利が引かされた所で■■■■さんも土がないからなあどすっぺなあって、堆肥入れてやりました。

【阿部義正委員】

なんぼか表土とか持ってきたの。

【三浦英俊委員】

なんぼかな。それもざんぎ土っていうあまりよくないのを入れてんだっけ。だからちょっとゆ

るくねえっけ、それでも何とか頑張ってやってらっけな。乾燥するとガーンと固くなるし雨が降るとべたべたとなる。そこがゆるくない。

【議 長】

まず、頑張ってやるということだから。農地が農地として利用されるということだから。

よろしいですか、それでは採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、申請者へ許可書を送付いたします。

続きまして、日程第7 議案第4号 令和7年度農業者年金加入推進取組方針(案)について、事務局から説明をお願いします。

《事務局》

(以下、別紙 議案第4号令和7年度農業者年金加入推進取組方針案について読み上げ)

【議 長】

設定の目標はクリアしたということだな。

分かんねえけど、今、ピーマンやってる[]の[]だのさ、おらほの[]のところの[]ちゃんとかはどうなんのかな、若い女の人たち、

【阿部推進委員】

それこそ、[]で稼いでる[]さんとかはどうなの。

【議 長】

よろしいですか、それでは採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、原案は可決されました。

本日の議案は、以上です。

その他として、何かありますか。

《事務局》

●今後の予定・・・ブロック別研修会、来月の現地調査・総会日程について説明

【議 長】

(全国農業新聞の購読についてのお願い)

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、農業委員会6月総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

10 時 36 分終了